

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
I	1	(1)	①理念，基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念や基本方針は明文化されており、園のホームページからリンクされる法人ホームページ上でも確認できます。職員間では4月の職員会議で確認されています。保護者へは入園前の説明会で「入園のしおり」並びに重要事項説明書をもとに説明が実施されています。また、玄関にも理念・保育方針を掲示しています。	1
I	2	(1)	①事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	近隣の人口動態や地域行政からの求めに応じて公立保育園の事業を引き継ぐ形での園の開設、法人での子育て支援センターの受託など、地域における各種福祉計画と動向に合わせ独自の分析と経営計画を策定しています。	2
I	2	(1)	②経営課題を明確にし，具体的な取り組みを進めている。	b	法人の定める経営計画では、外部環境分析や、内部環境分析・経営課題などを明らかにし、理事会での報告や職員会議での周知などの取組を行っています。	3
I	3	(1)	①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	法人の経営計画書には、3年から5年の中・長期ビジョンとして、「保育の質を“見える化”し地域から最も信頼される保育法人へ」「地域とつながり、社会性をはぐくむ“神栖モデル”の保育を確立する」を定めそれぞれのやるべき事柄、重点目標と具体的な取組1.2.3年目のアクションとしてどのようなことに取り組んでいくのかが示されており5年での実現を目指しています。	4
I	3	(1)	②中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	「保育の質の“見える化”、地域から最も信頼される法人へ」、「地域とつながり社会性をはぐくむ“神栖モデル”の保育確立」などを設定し取り組んでおり、「保育の質の向上」「地域との連携強化」「職員の働きやすい職場づくり」「施設安全管理の徹底」などについて実施状況の評価を行えるような改革の設定がなされています。今後数値目標の設定など、より具体的な事業計画の策定に期待します。	5
I	3	(2)	①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ，職員が理解している。	b	事業計画については各担当や職員にも意見を求め、管理者等の協議によって取りまとめが行われています。実施状況や各自の到達状況などを毎月確認する仕組みがあります。事業計画の周知については、年度当初の会議での周知を図っており、いつでも手に取れる状況になっています。	6

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
I	3	(2)	②事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	事業計画の必要な箇所を抜粋して主な行事計画やお知らせすべき内容などを保護者に配信ができる保育アプリや掲示、園だよりなどで知らせています。	7
I	4	(1)	①保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	全体的な計画、年間指導計画、月案、週案が作成されており、評価反省等が組み込まれています。各職員に対しても現在の状況把握のため月ごとの自己評価を実施しています。	8
I	4	(1)	②評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	経営計画において、外部環境分析や、内部環境分析・経営課題などを明らかにし、園として取り組むべき課題を明確にし、改善の取組を行っています。評価結果については職員会議で報告がなされ周知されているとともに、改善の取組についても周知し迅速に対応をするよう心掛けています。	9
II	1	(1)	①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	就業規則やBCP（事業継続計画）において業務分掌の内容や責任について明示しています。 広報誌やパンフレット、園だよりなどへの園長の表明については、新年度に合わせて掲載することが検討されています。	10
II	1	(1)	②遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	関係通達は必ずファイリングし、目を通して理解に努めています。また、各種法令遵守にかかる研修への参加をしています。職員に周知すべき内容は、職員会議でその都度、周知を図っています。	11
II	1	(2)	①保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	現在、「主体性を育てる保育」を課題に職員研修を行ない、実践を始めています。園長も職員研修には毎回参加、自らも情報の収集などに取り組んでいます。過度な干渉をすることなく、職員の主体性を大切にする姿勢を持ちながらも次のステップへ進むために求めがあれば、意見を述べるなど現場職員を支え共に育つ姿勢を持ち取り組まれています。	12

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
II	1	(2)	②経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	人事労務、財務等の分析は、主任及び事務職員と連携を取りながらその都度行っています。法人との連携により働きやすい職場づくりや環境の整備等に取り組んでいます。職員の労務環境等についても社会保険労務士の助言を受けながら働きやすい職場となるよう取り組んでいます。	13
II	2	(1)	①必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	安定した職員体制を確立し、保育の質を継続的に高めるため、人材確保・育成・定着に関する中期計画として人材の確保・育成に関する計画が策定されており、現状の分析と、人材に関する課題と目標が設定されています。事業計画書内では、職員の働きやすい環境づくりとして、職員の研修令和6年度に新人向け保育マニュアルを作成しそれをもとに新人研修を行っています。	14
II	2	(1)	②総合的な人事管理が行われている。	b	経営計画書内において、人材育成計画が定められるとともに期待する職員像が明示されています。 また、就業規則内においては、勤務規律、職位職種による業務内容などが定められ明文化されています。また採用や異動などについては就業規則に定められ、賃金についても賃金規定が定められています。毎月その時期に合わせた内容の自己評価を行っています。 年3回の面談を実施し職員の就業意向や目標の設定、振り返りなどが行われています。	15
II	2	(2)	①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	有給休暇の取得状況に関しては把握しており、職員の加配もできていることから有給取得の少ない職員へは声掛けをするなどの取組をしています。勤務に対する今後の意向などを相談や年3回の面談で把握しています。	16
II	2	(3)	①職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	法人として「期待する職員像」を示し研修体制も構築されています。 新任・中堅・主任リーダー・園長の職制ごとに必須研修・推奨研修・資格取得支援について示されており年間での中間評価も含めた評価サイクルが形成されています。 各職員は保育実践の中での計画の振り返りや月ごとの自己評価をすることで振り返りや反省をし、自らの立ち位置の確認をし次のステップへの成長を確認することができています。年3回の面談の中でも目標の達成度などの確認が実施されています。	17

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
II	2	(3)	②職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	法人として「期待する職員像」を明文化し、「理想の保育士」の文書を職員に配布しています。年間研修計画を策定するとともに、園内外における研修への参加や先進的な取組を行っている事業所などへも積極的に派遣する姿勢があります。	18
II	2	(3)	③職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	個別の職員のレベルやスキルの習得状況が把握されており、新人職員向けの保育マニュアルが策定され新人研修が行われています。また、メンター制度が導入され、いつでも聞ける相談できる体制の構築がされています。 重点課題として、主体性保育の取組の一環としての研修派遣や、園内研修の実施が行われています。今年度より特別休暇（2日）が職員の視野を広げたり感受性を養うことを目的として美術館見学や観劇などに使用できるよう付与されています。	19
II	2	(4)	④実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生の受け入れは担当者がおり積極的に実施されています。マニュアルの整備も進行しており、新人研修マニュアルなども追加資料として一部提示して理解を深めるよう配慮するなど心を砕いています。中高生の職業体験やボランティア実習に対応できるよう学校側との連携のもとプログラムの柔軟さを持って対応しています。	20
II	3	(1)	①運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	ホームページの活用により、理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されています。 苦情や相談体制については公表されていますが、内容の公表については事案の内容により範囲を限定して行っています。改善活動については力を入れており、危険箇所の見回りや点検保守作業にも職員配置があります。早期対応早期解決を目指す姿勢があります。	21

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
II	3	(1)	②公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	法人内の金銭の流れや取り扱いが明確にされています。社会保険労務士、公認会計士、弁護士などの専門家へも相談しており、計算書類も法人ホームページにリンクして閲覧することができます。	22
II	4	(1)	①子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域にある企業の見学や体験などを企業の協力を得て実施しています。工業地帯にある事業所でもあるため、将来を担う人材育成までも考慮した取組を「神栖モデル」として実施しています。	23
II	4	(1)	②ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	マニュアルについては実習生受け入れマニュアルを準用しています。長期的な人材確保の側面から、学生によるボランティアの受け入れについて高校等の講演会などでも話し、働きかけなどを行っています。ボランティア実習などの要請や紹介があれば受け入れています。学生のみならず、成人のボランティアや企業ボランティアなども含めた受け入れマニュアルの充実を望みます。	24
II	4	(2)	①保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	関連行政機関のリストは備えており、健康や発達に関する課題があり関係機関とつながっている子どもについては、リスト化し緊急時などにも対応できるよう備えています。 また、地域の社会資源として地域企業との連携も位置付けており取組を始めています。 法人内にはほかにも保育園や子育て支援センターを有しており、情報交換などで地域における連携を図っています。 家庭環境など気になる子どもについては適時フォローすることを心掛け、職員間でも情報の共有がされています。行政や関係各所の相談窓口の紹介などもできるよう態勢を整えています。	25
II	4	(3)	①保育所が有する機能を地域に還元している。	b	今後の人口減少への取組の一環として地域企業との連携による、子どもたちの職場見学を展開するなど工業地域の特性を活かした、「家族が住まう、企業と共に歩む地域づくり」への取組を始めています。 近隣住民との関係の構築と改善に努力しています。近隣の幼稚園と協力した津波想定避難訓練の実施や万が一の時の緊急避難の受け入れなどの協力体制の確認などがされていますが、併せて地域における役割について検討されることを期待します。	26

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
Ⅱ	4	(3)	②地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c	法人の持つ子育て支援センターと連携を図り、必要に応じて相談者を繋ぐなどしています。保育園運営から地域の福祉ニーズの把握に努めています。今後地域との交流を通して更なる福祉ニーズの把握とそれに基づく公益的な事業・活動を検討することを望みます。
Ⅲ	1	(1)	①子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	理念は園内に掲示し、年度初めの職員会議で保育方針とともに園長から保育士全員に伝達しています。 理念の一つである「自分で考え行動し生きる力を育む」保育として「主体性保育」に取り組んでいます。 子どもの人権を尊重した日常的な保育の取組みについて保育士個人ごとに毎月自己評価を実施し、振り返りの機会としています。

27

28

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅲ	1	(1)	②子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	子どものプライバシー保護や虐待防止について規程・マニュアル等が整備され、計画的な研修を実施し職員の共通理解が図られています。保護者に対して「しおり」の中のおねがいを通して、行事等で第三者が映っていた場合、承諾なく写真の情報を利用しないように働きかけています。不適切な保育について研修の実施と「保育マニュアル」内に記載があり職員全体で共通理解しています。	29
Ⅲ	1	(2)	①利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	インターネットを利用して、ホームページから法人および保育園の情報を発信しています。ホームページは写真を多く取り入れ、園の特徴や取組、年間から1日のスケジュール、給食など利用する際の情報が提供されています。問合せ先も電話番号に加え、メールアドレスでの問合せも掲載されており、スマートフォンから簡易に情報が取得できる取組となっています。問合せのある入園や一時預かり、見学等の希望にも随時対応しています。 また紙面のパンフレットは子育て支援センターに置き、自由に入手できるようになっています。	30
Ⅲ	1	(2)	②保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	入園前の説明会では「しおり」や重要事項説明書を用いて保育内容や利用提供時間、家庭との連絡に使用するアプリ、緊急時の対応等に関することを説明しています。準備する持ち物は月齢ごとに違うため、別紙にて写真やイラストを用いたわかりやすい物を用意しています。また準備する物の実物を示し、保護者が実際に目で見て触れて確かめることができる工夫をしています。説明会後も利用や持ち物等に関して保護者からの問い合わせに丁寧に対応し、特に配慮が必要な保護者へは入園後も随時説明しています。	31
Ⅲ	1	(2)	③保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	転園に際して、文書での情報提供はプライバシー保護の観点から慎重に行っています。問合せがあった際は、児童票などの提供により保育の継続性に配慮する用意があります。 保育が修了した後も園として保護者等が相談できるように担当者を配置しています。	32

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅲ	1	(3)	①利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	保護者と年1回定期面談を実施しています。定期面談前に、保護者に子どもの成長や育児の困りごと等を自由に記入した書類を提出してもらい、提出内容について職員会議等で検討し改善案について共有しています。保護者との面談実施後、新たな検討事項については再度職員で共有し検討後、改善案等について保護者にフィードバックをしています。 保護者に対して、利用者満足に関する定期的な調査の取組には至っていないため、アンケート等の定期的な実施を期待します。	33
Ⅲ	1	(4)	④苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	苦情解決の方法について、登降園時に利用する玄関に掲示し周知しています。苦情・相談等について記録と検討対応を行い、対応策について保護者にフィードバックし、職員会議等で職員と共有しています。対応した苦情・相談等の公表に至っていないため、保護者等に配慮した上で公表の検討を期待します。	34
Ⅲ	1	(4)	②保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	苦情解決の方法について、登降園時に利用する玄関に掲示し周知しています。苦情・相談等について記録と検討対応を行い、対応策について保護者にフィードバックし、職員会議等で職員と共有しています。対応した苦情・相談等の公表に至っていないため、保護者等に配慮した上で公表の検討を期待します。	35
Ⅲ	1	(4)	③保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	c	保護者からの相談や意見について、対応した内容について保育アプリに記録し、職員間で共有しています。対応手順は定められていますが書面で整備されていないため、マニュアル等の作成と定期的な見直しを期待します。	36
Ⅲ	1	(5)	④安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	事故防止マニュアルを策定し、研修を実施しています。毎日ヒヤリハット報告の情報をまとめ、情報共有しています。集められた事例の中から危険が予測される場所について園内の図に写真付きで書き込み、廊下に面した壁に貼り、見える化することで職員や子どもに注意喚起しています。また、新たな危険が予測される場所が出てきた場合には情報を書き換えるなど園全体で事故防止に努めています。	37

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅲ	1	(5)	②感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症対応マニュアルが策定され、職員に周知されています。毎月、看護師が「ほけんだより」を発行し、月内予定のお知らせや健康管理、感染症に関する情報等について保護者に情報提供をしています。その他、保育アプリを活用して保護者に情報提供および共有をしています。	38
Ⅲ	1	(5)	③災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b	災害時対応およびBCP（事業継続計画）マニュアルを策定しています。毎月、「火災」「地震」「暴風雨」など災害が起きた場合の避難訓練を実施しています。また、災害が起きた時の連絡体制および避難先の場所を示した書類を作成し保護者に配布、共有しています。大きな地震が起きた時の避難状況や子どもの安否確認については一斉メールで速やかに連絡する手段ができています。	39
Ⅲ	2	(1)	①保育について標準的な実施方法が明文化され保育が提供されている。	a	園の理念を踏まえた年間指導計画・月案には、目指す保育の内容が記入され、研修の機会も含め職員間では共通理解と認識が図られています。メンター制度を導入し新人職員教育には主に担当保育士が関わっており、保育の標準的な実施方法は職員に周知されています。また、新人保育士の職務マニュアルも作成されています。	40
Ⅲ	2	(1)	②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	標準的な実施方法の見直しについて、職員会議において共有しています。職員の園外研修報告を通して、他園の取組を共有しながら見直しの機会に検証しています。今年度から「主体性保育」の導入をはじめています。	41
Ⅲ	2	(2)	①アセスメントにもとづく個別的な指導計画を適切に策定している。	b	入園時に面談を行い、家庭での保育状況等を聞き取り児童票を作成しています。聞き取った情報は保育アプリで管理され職員間で共有しています。 支援困難ケースの対応については、市の相談機関や特別支援学校等と連携を図っています。 指導計画に基づく保育の実践について、振り返りや評価を行い新たな計画策定につなげています。	42
Ⅲ	2	(2)	②定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	子どもの年齢ごとに作成された指導計画は、全職員が閲覧できる仕組みとなっており、評価・見直しを年1回行っています。緊急に変更が必要な場合は、担任が作成し主任・園長が確認後、保育アプリ等を用い職員間で共有しています。	43

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅲ	2	(3)	①子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	保育の実施状況の記録等は保育アプリを使用して報告され、全職員と即時に共有化が図られています。月1回、職員会議を開催し職員間の情報共有に取り組んでいます。	44
Ⅲ	2	(3)	②子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	園長を記録管理責任者とし、紙媒体の個人情報は施錠できるキャビネットで保管しています。記録は保育アプリで管理され、ログインID・パスワードにより職員のみ閲覧権限が設定されています。個人情報の取り扱いについて、職員は規程等を確認して理解するとともに遵守しています。保護者には書面で写真撮影や保育に関わる個人情報の使用について説明し、同意を得ています。	45
付	1	(1)	①保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b	全体的な計画は、保育所保育指針等を参考にしながら、保育理念、保育方針、保育目標が明記され、0歳児から5歳児までの年齢別保育目標が示されています。毎年度末にクラスごとに見直し・評価を実施し、編成しています。	A-1
付	1	(2)	①生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b	園庭には遊具が設置され、中央には人工芝が張られ広く走り回れる場所となっています。園内外の整備が丁寧に行われており、子どもが過ごしやすい環境になっています。不審者・防犯対策として、防犯カメラの設置や各教室の廊下側に防犯ボタンを設置しています。また、9:30～15:30の間は門の施錠しています。落ち着いた過ごせる場所として、他の子どもと離れた場所で保育士が付き添い対応しています。	A-2
付	1	(2)	②一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	一人ひとりの思いに寄り添えるように、子どもの様子を共有・把握しながら安心して過ごすことができる保育を大切にしています。自分の気持ちをうまく言葉にできない子どもへの声掛けなど、担任だけでなく園全体で過ごしやすさを作り上げる環境づくりをしています。また、子どもの欲求を受け止めながら個人差に応じた対応や、興味・関心の気持ちに寄り添い「個性を大切に、発達に応じた関わりを持つ」保育を職員で共有し心がけています。	A-3

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
付	1	(2)	③子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備，援助を行っている。	a	基本的な生活習慣が身につくように、子どもの発達状況に応じて「自分でやろう」とする気持ちを尊重して援助しています。 タオルを掛ける場所に個人ごとにマークを付けて自分で準備する環境づくりや、食後の歯みがき時は座って順番を待つなど共同生活の意識づけをしています。また、話をする時にその場に応じた声の大きさを会話ができる習慣が持てるように、声の大きさを5段階で示したポスターを壁に貼り理解しやすい声掛けをするなど工夫をしています。	A-4
付	1	(2)	④子どもが主体的に活動できる環境を整備し，子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	子どもが「主体的に遊ぶ」ことができる保育として、縦割り保育やコーナー保育など異年齢児の交流が多く持てる保育をしています。 登園後に身支度を整えたあとは、自分がやってみたくと思ったことを選択した活動の時間になっています。園の敷地内で野菜を育て、収穫した野菜で調理をするなど、友だちと協同して活動できるよう援助しています。中学生の社会体験の受け入れや地域企業への見学会、地域行事への参加等を通して、子どもたちが地域の人に接したり社会体験が得られる機会を設けています。	A-5
付	1	(2)	⑤乳児保育（0歳児）において，養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し，保育の内容や方法に配慮している。	a	一人ひとりのリズムで安心して過ごせるように保育士とスキンシップを多くとりながら丁寧な関わりに配慮しています。保育室の床はコルク材を使用しており、体に触れる柔らかな感触の中、活動しやすい環境となっています。また、戸外や室内の遊びでも五感を使って身の周りの様々な物事に興味関心を持つことができるように配慮しています。 毎日、保育アプリ等を通して日中の子どもの様子を丁寧に伝え、家庭との連携を密にしています。	A-6
付	1	(2)	⑥3歳未満児（1・2歳児）の保育において，養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し，保育の内容や方法に配慮している。	a	自分の好きな遊びや探索活動を楽しみ、日々の遊びの中で「やってみたい！」という気持ちを大切にされた保育を行っています。ホールを活用して興味を持ちそうなおもちゃや遊具等を配置し、動きやすく安心して遊べる環境作りと生活リズムの安定・定着を援助しています。 登降園時や保育アプリ等を通して日中の子どもの様子を丁寧に保護者に伝え、家庭との連携を密にしています。	A-7

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
付	1	(2)	⑦3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	縦割り保育を実施し、異年齢の子どもが交流の機会を持てるようにしています。外部講師による英語とダンスを取り入れたり、5歳児クラスではタブレットを使用したICT活動「kits（きつつ）」を導入し、知的好奇心や探求心を高めています。子ども達の活動の様子は、月3回SNSでを配信しています。集団の中で社会性を育む取組の一つとして、お当番の役割を担いながら、お友達と協力する環境づくりをしています。	A-8
付	1	(2)	⑧障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	個別の指導計画を作成し、子どもの状況と成長に応じた保育を行っています。日々の保育の状況を職員と保護者で情報共有しています。市の幼児教室「おはなしひろば」や療育施設、特別支援学校の教諭の訪問など専門機関や保護者と連携を図っています。	A-9
付	1	(2)	⑨長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	希望する場合は、7時から8時30分、16時30分から18時30分の延長保育を行っています。0歳・1歳、2歳、3歳、4歳・5歳の4クラスに分かれ、各クラスに保育士を2～3名配置しています。配置している保育士のうち1名は日中から一緒に過ごしているため、引継ぎ等もスムーズで保育の環境が途切れることなく、子どもたちが安心して過ごせるように配慮しています。保護者のニーズに合わせ、土曜保育時も延長保育が行われています。	A-10
付	1	(2)	⑩小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b	幼保小連携の「架け橋カリキュラム」が策定され、関係機関と情報共有をしています。近隣の小学校が発行している「学校だより」を掲示して情報提供をしたり、小学校教諭の訪問により子どもと交流を図る機会があります。小学校の見学は、保護者に情報を提供して各家庭で行っています。 縦割り保育では、活動の中で道徳性・規範意識の芽生えや自立心、協同性が自然と身につく機会を設け、就学への準備を進めています。	A-11
付	1	(3)	⑪子どもの健康管理を適切に行っている。	a	子どもの健康状態について、保護者や職員間で共有し援助しています。熱性けいれんの対処方法や乳幼児突然死症候群（SIDS）のチェック項目と「すいみんチェック表」を各教室内に整備し確認できるようにしています。非常時持ち出しの救急バッグを各教室に設置し、消毒液・絆創膏・子どもの名簿・保護者の連絡先等を準備しています。主に看護師が年2回、絆創膏等の補充チェックなど管理しており、担任の保育士と共有しています。	A-12

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
付	1	(3)	②健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b	健康診断、歯科健診の結果を個人ごとに記録し関係職員に周知しています。年2回、健診の結果を紙面で保護者に通知しています。4歳児・5歳児は、年1回歯科衛生士による歯みがき指導を実施しています。	A-13
付	1	(3)	③アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	主治医から経過観察の「診療情報提供書」での情報提供があり、指示のもと職員全員で配慮し適切な対応を行っています。 アレルギー疾患のある子どもに対して除去食の食事提供をしています。食事は担当者を決め、すべて作り終えたら他の子どもとは別に配膳し、食べる場所も別に設けて保育士と一緒に食事を摂り、誤食のないように安全に配慮しています。除去食に配慮した献立表を保護者に事前に確認してもらうなど、連携を図り対応しています。	A-14
付	1	(4)	①食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	給食の前に絵本の読み聞かせを行い、食材への興味を深める雰囲気づくりをしています。月齢にあわせて食器の持ち方や、箸の持ち方、使い方の援助を行っています。畑で野菜を作り成長の記録や収穫した野菜を給食の献立に取り入れ、調理をする等の実体験を楽しみ、関心を深めるための取組をしています。安全な食材にこだわり、楽しい食事の時間を過ごしながら食事のマナーが身につくように配慮し、声をかけながら援助しています。	A-15
付	1	(4)	②子どもがおいしく安心して食べるのできる食事を提供している。	a	食事の量は、主食・副食ともに一人ひとりに食べられる量を確認しながら目の前で盛りつけて、無理なく食べられるように工夫をしています。毎月給食だよりを発行し、季節の野菜や健康への効果、お知らせなど保護者に情報を周知しています。旬の野菜を取り入れ季節感のある献立や、畑で収穫した野菜を使って豚汁会等を行っています。給食メニューを写真で保育アプリに配信すると、保護者から作り方の問合せが来ることがあり対応しています。調理員や栄養士等が食事の様子を見て、苦手な食材や咀嚼の様子などを保育士と情報共有しています。	A-16
付	2	(1)	①子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b	日々の様子は保育アプリ等で発信しています。登降園時に保護者との会話を通して情報共有・情報交換を行い、必要に応じて記録し職員間で共有しています。園だより「すまいる」を毎月発行し、当月の目標や行事予定、お知らせなど園の活動内容に理解が深まるよう工夫しています。	A-17

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
付	2	(2)	①保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	子育ての悩みなど、いつでも相談可能であることを「しおり」に記載しています。毎日の登降園時に保護者とコミュニケーションを図ることを心がけ、随時相談対応しています。法人内で運営する子育て支援センターと連携をはかり、未就園児の保護者がゆとりをもって楽しい子育てができるように支援しています。	A-18
付	2	(2)	②家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	虐待防止に関するマニュアルを策定し、職員研修を実施しています。子どもの言動や心身の状態の把握に努め、虐待の疑いが懸念される場合は担任が聞き取り、主任・園長に報告し、速やかに市の関係機関に報告を行い情報共有しています。	A-19
付	3	(1)	①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	保育士等が毎月自己評価を行っています。自己評価表は月ごとに評価項目を違う内容に設定し、専門性の向上に努めています。年度末には保育の振り返りを行い、新たに目標を設定しています。また、園内・園外研修の他に振り返りの中で関心を持った内容について、保育アプリを使用して、保育士自らが選択したWEB研修が受講できる環境を整備しています。	A-20